



委員会や学校の対応の仕方が適切かどうか等についてご助言をいただき、少しでもいじめ問題が少なくなるように努めています。本日は、忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局**：それでは、会長の岩倉市校長会長である岩倉南小学校の古池委員にごあいさつをいただきまして、議事進行をお願いしたいと思います。

**委員長**：皆さんこんにちは。今回は他の公務が重なり欠席をさせていただきました。今日は2回目ということでよろしくお願いいたします。

今、学校にはインフルエンザの波が押し寄せており、24 クラス中、10 クラスが学級閉鎖という学校もあると聞きました。本日は朝から雪の中で遊んでいる子どもたちを見てほっとしていたところです。

それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。始めに本会の運営について確認しておきたいと思っております。事務局より説明をお願いします。

**事務局**：本日の協議会の議事録については、署名人を置かずに要点整理で行うこととしてよろしいでしょうか。議事録は、作成できた段階で委員の皆様へ送付させていただきます。発言内容をご確認いただき、修正等がある場合は事務局までお知らせください。了承が得られたものを議事録として確定し、市のホームページで公表することといたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### 3 議題

**古池委員**：それでは、議題(1)平成 28 年度いじめの調査結果等について、事務局より説明をお願いします。

**事務局**：資料は、毎年度、文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の調査結果をもとにまとめたものです。

いじめの認知件数の把握については、いじめられた児童生徒の立場に立って積極的にいじめとして認知を行うということを原則にしており、直接的な訴え以外やアンケート等で、「いじめ」という直接的な表現が用いられていなくても、児童生徒が「嫌な思い」や「苦痛」を感じている場合もいじめとして認知しています。そうした調査の結果、平成 28 年度に認知された件数は、小学校で 18 件、中学校で 17 件、合わせて 35 件でした。1,000 人あたりのいじめの認知件数に換算しますと、岩倉市では 9.9 人、愛知県平均は 19.2 人、国平均は 23.9 人となっています。

昨年度に認知された 35 件は、年間をとおして解消に向けて取り組みを行い、12 月末では、小学校の解消率が 78.6%、中学校の解消率が 60%でしたが年度末には、解消率 100%となっています。また、今年度の認知件数と解消率について、12 月末現在は、

小学校で 15 件の認知件数に対し、解消済件数は 14 件で解消率は 93.3%、中学校は 12 件の認知件数に対し、解消済件数は 8 件で解消率は 66.7%となっています。

小学校のグラフをご覧くださいますと男女差はみられませんが、6 年生での発生件数が多くなっています。また、中学校ではどの学年でも発生件数は横ばいですが、女子生徒の発生件数が男子生徒の件数を上回る結果となっています。これらの傾向は、平成 27 年度の調査結果も同様でありました。過去 5 年間におけるいじめの認知件数の推移についてですが、平成 24 年度では、小中合わせて 28 件、平成 25 年度は 27 件、平成 26 年度は 24 件、平成 27 年度は 27 件とほぼ横ばいの認知件数で推移していますが、平成 28 年度は 35 件と前年度に比べて 8 件増加しています。この増加の理由の一つとしては、いじめが増えたというよりも、平成 25 年のいじめ防止対策推進法の制定により、いじめの捉えかたがより詳しく定義づけられ、認知の方法が調査実施主体である学校に浸透してきたことによって、初期の段階のものも含めて積極的に認知できてきているといったこともあるのではないかと考えています。

岩倉市では、こうした調査結果を踏まえ、生徒指導を担当する教員が集まり、情報交換会を行っています。先日、行われた会において、いじめに関する課題や取組等について交わされた意見のいくつかを上げています。

岩倉市いじめ防止基本方針にもありますように、やはりいじめは、「未然防止」「早期発見」を行うことが重要となります。いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われるということを認識して、ささいな兆候であっても、子どもが発するサインを見逃さないことが求められます。ここにあげました事例は、「いじめは決して許されない」という理解を促すために、弁護士による出前授業や、児童生徒が主体的に行う活動の一例です。また、最近の子どもたちはスマートフォン等を使った、SNS によるトラブルも多く発生していますが、逆にそうした環境を利用した相談体制の整備も進められています。ラインやアプリにより、当事者だけではなく、これまでいじめに気づいていても関わりたくない、傍観者の立場であった子どもたちが手軽に、また匿名性を持って通報できる手段として、取り入れられています。相談窓口については、他の自治体でもさまざまな取り組みを行っており、選択肢の幅が広がることで、子どもがいじめで悩んでいることをどのように発見するのか、SOS をいつでも誰にでも発信できる体制づくりが必要であると考えられます。資料についての説明は以上となります。

**古池委員**：事務局の説明で聞きたい点等を踏まえ、皆様からご意見をお願いします。

**鵜飼委員**：岩倉市の子ども人権会議で採択された合い言葉が、「ひとつ自分を大切にします、ひとつ仲間を大切にします、ひとつどんな人も大切にします」とあります。子ども人権会議は、8 月に全小中学校の児童生徒の代表者が集まり、人権についての取

組を行っていて、こうした取組により人を大切にすることが、子ども達の中に意識付けられ、この先のいじめ防止につながっていくと思いますので、こうした活動を全児童生徒に行き届くようにしていきたいと思います。

今は幼稚園や保育園の頃から先生の言うことを聞かない子も多く、入園したばかりの3歳児でも本当に大変だと聞きます。人として節度を持っていなければいけない部分が欠けているように思います。今後、ますます、未就学児、乳幼児がいる人にまでも勤労を要求される時代が来ますが、やはり乳幼児時期の愛着、アタッチメントの形成といったところで、人間同士の信頼感ができると思っています。幼稚園や保育園に入る前には、ある程度の社会的ルール、一般的なルールがきちんと身につけているようにしなければいけない。私が中学生に注意をする際は、叱られるからいじめをしないのではなくて、自分自身でブレーキを掛けられるようにしなくてはいけないと指導しています。そして、やはり家庭はとても大事です。家や衣服等に恵まれていてもその家に愛が無ければ心は貧しいと思います。節度ある行動を身につけるといふ点では、集団生活が大事です。核家族が多い現代においては、集団生活の中で、みんなが気持ちよく生きるために困った人がいたら支え合うんだよと、そういう指導こそが人に優しい岩倉につながるのではないかなと思います。岩倉市における子ども人権会議は本当に大事な取組ですので、ぜひ生かしていただきたいと思います。全児童生徒、全教職員にまで届くようにしていただきたいと思います。

**古池委員：**ありがとうございます。子ども人権会議で採択された合言葉のカード式のもの、児童生徒一人一人に配布し、中学生は生徒手帳に入れてあります。またポスターも教室に掲示しています。

幼稚園までの実態が出てきましたが、児童相談センターや法務局ではいじめについての相談はありますか。

**山村委員：**いじめ問題の相談はほとんどありませんし、匿名で少しあった場合でも、それ以上は進展せずに終わっています。

**喜多委員：**法務局に直接、子どもから電話がかかってくることはないです。

去年の他市の事例で高校生の部活の問題で対応させていただいた体罰についての相談がありました。

法務局では、全国の小学生と中学生に対して、SOSミニレターを毎年、秋頃に配布しています。昨年は、岩倉市の4名からSOSミニレターが届きました。ただ、その中でいじめ問題というのはありませんでした。法務局では、いじめ問題に関する手紙が届いた場合、問題が深刻化しそうなものについては、学校へ直接確認しています。学校で対応できるものは学校で対応していただき、対応が難しい事案については、法務局も一緒に解決に向けて働きかけを行っているところです。平成29年度にも法務

局から学校へ確認したものが数件ありました。

SOSミニレターは届くと人権擁護委員に返事を書いておりますが、内容によっては、何回も手紙のやり取りをして実態を把握していくこともあります。ただ、その事案が解決したかどうかを法務局では把握できないということが今の問題点として捉えており、今後、どのようにその後の状況を学校に確認していくかを考える必要性を感じているところです。

**古池委員**：ありがとうございます。SOSミニレターは毎年配っていますが、学校でも法務局との連携の必要性を感じました。以前、ヤングテレホンによる情報提供をいただいた際もすぐに担任は、子どもの様子について把握に努めましたが、こうした連携は、早期発見、早期解決につながると思います。警察での相談内容はどうですか。

**岩田委員**：去年は岩倉市の児童生徒からの相談はありませんでした。他の自治体で特殊な事案が一つありましたのでご報告させていただきます。去年、ある特定の女の子の荷物が隠されたり、ロッカーが水浸しにされたりするという事案が続きました。警察は本人の意向や親御さんの意向もあり、器物損壊として被害届を受理しました。いじめではないかということでクラスでの子ども様子等について、先生方も含めて確認しましたが、そういうことは一切ないといったことでした。これだけ被害が続くと普通であれば被害者は、クラスの中で浮いた存在、いじめのターゲットになっているのではと危惧していたところですが、女子生徒の靴が盗まれた際に先生が隠された靴を偶然見つけたことから、加害者が発覚しました。今回の原因というのが、加害者の女の子は、被害者の女の子に自分の男の子を取られたと思い、継続的に嫌がらせをしていたということです。警察としては、然るべき措置を取り、その後、嫌がらせは止んだということです。いじめは、低学年ですとどうしてもクラスで鈍い行動のある子や失敗してしまったという子がターゲットになりやすい傾向にありますが、ある程度年長になりますと恋愛関係が絡んできます。当初は完全にいじめ問題だと思っていましたが、少し違うニュアンスの事案であったということでご紹介をさせていただきました。

**古池委員**：嫌がらせをしている側は、犯罪になるとまでは思わずやってしまうことがあり、日頃からこういう行為は犯罪になるんだということを教えていかないといけません。

**鵜飼委員**：報道を見ていると恋愛の絡んだストーカーのような事件はすごく多く感じます。ストーカーになってしまう人の共通点はあるのでしょうか。人は人で自分の思うようにはならないとか、相手を尊重しなければいけないとか、そうした考えがない、執拗に自分の思いを優先させて相手の思いを考えていない、そうした人が多くなって

いるように感じます。

**岩田委員**：短絡的というか、どういう共通点があるかというのは難しいですが、事件を起こす人は、自分のことしか考えない、自分の満足だけ充足させられれば良いとの考えで行動を起こしてしまうのだと思います。

**古池委員**：いじめ問題については、岩倉市でも防止、啓発等、取り組んでいます。保護者の立場からの意見はありますか。

**神崎委員**：人権合い言葉のカードを中学校は生徒手帳に入れているので、カードの裏に相談窓口の電話番号を入れる等、電話を掛けたいと思った時にすぐに掛けることができる番号が身近にあると良いと思います。

最近、大人でもコミュニケーションが取りにくい状況があり、お母さん同士が悪口を子どもの前で言い合うこともあります。そうすると、悪口を言っていた母親の子どもは、悪口の対象になっていたその子どもをいじめることがある。親としてのマナーが欠けていると思いますし、子どもは親の姿を見ているので発言には気をつけないといけないと思っています。いじめ問題については、なかなか解決策も難しい問題だと思いますし、この先もゼロになるような問題ではないと思いますので、PTAの活動としても力を入れていきたいと思いました。

**事務局**：警察が配布するヤングテレホンのカードには、相談先の電話番号が印刷されていますが、捨てられてしまうこともあるため、他の自治体では生徒手帳に刷り込んでいるという事例を以前に紹介していただきました。新年度分の生徒手帳の印刷はすでに進行していますので、次回に向けて検討していきたいと思います。

**吉田委員**：学校やPTAからいじめ問題についての報告は特に聞いていませんが、やはり保護者同士では、ラインについての話が出ます。ラインではいろんなコミュニティが立ち上がっていて、子ども達がどのコミュニティに属し、何を話しているかの把握が非常に難しいです。家庭での子どもとの会話の中で、常日頃から様子を把握して、親として粛々と指導していくしかないのかなと感じています。

**古池委員**：親として子どもにマナーを教えることは必要なことだと思います。

**伊藤委員**：最近伺った話には、ライン上で親同士がトラブルを起こすとか、親が別の子どもに罵声を浴びせるといったことがありました。一体、どこまでをいじめとするのかという疑問もあります。いじめ問題に解決策はあつて無いようなものですが、日頃、民生委員と一緒に活動していると、やはりコミュニティの中で子どもを育てていく

ということも解決策の一つではないかと思っています。

**富委員**：いじめの調査結果に、中学生になると女子生徒の方が件数は多くなっているようですが、現在の男子生徒と女子生徒の割合はどのようですか。また、いじめに関わる子どもは、学年が上がっても同じ子が対象になっているのかお伺いしたいと思います。

**教育長**：男女比率は学年によって多少違いますが、ほとんど変わりません。いじめの対象者ですが、いじめ問題については追跡調査を行っていますので、いじめにあっていた子の学年が上がり再度、いじめにあうという確率は非常に低いと思います。ただし、見えないところでいじめがある、あるいは加害者だった子が被害者になるということもあると思います。

今、いじめ問題について課題となっているのは、刑事事件でいうところの冤罪というものです。いじめについては、あまりにも過敏になりすぎていて、本人がいじめだと感じたらすべてがいじめだという感覚は大事なことです。大事にしすぎるあまりに、あいさつをした相手が気付かずに行ってしまったことを無視されたと思い、その保護者が相手に謝罪を要求するという事案や、クラスの中での選挙で負けた側の子が、勝った側の相手が自分の悪口を言って回ったから負けたのだと言い、これは集団いじめだから謝ってほしい等、似たような事例がいくつも起きています。いじめの定義を改めて考え直さなければいけないのではないかと考えさせられるような事案が課題になっている状況です。

**有尾委員**：いじめの冤罪といった類の事案に悩んでいるのが、今の学校の現状です。ただ、我々がそこで考えるのは、こういったいじめの冤罪を生む背景は確かにあるということです。例えば、それはその子の家庭環境。育ってきた環境の中で、それを思い込んでしまう背景があり、それを解きほぐしていくことが大事で、我々はゆっくり、時間をかけてとにかく解きほぐしていこう、丁寧に対応していこうと。学校としてはそういうスタンスで取り組むしかないと思っています。今の学校は、そういったことにも悩んでいるといった状況にあります。

**古池委員**：学校が相談しながら進めていけるシステムも必要だと思います。今後、心の教育の一つとして、道徳の教科化が始まります。また、幼稚園、保育園の頃から事あるごとに指導していくことは大事なことです。その親の部分にもいろいろ問題がある場合もあるので、親のコミュニケーションの場や親と接する機関での相談体制も必要ではないかと思っています。

今、子ども人権会議という取組が岩倉市では定着してきています。少しずつ人権ひまわりの種を配ったりしていますし、カードも配っています。人も自分も大切にする

といった心は育ってきていると思いますので、今後もこうした活動を広げていけたら良いと思っています。私の学校では、「自分がされて嫌なことは人にしない。言わない。」ということを徹底できるように取り組んでいます。一重に徹底と言っても、子ども達は一つずつ学んでいくものです。やってしまった後に自分がされたら嫌だったということを振り返ります。そういう積み重ねによって、一つ一つのルールを学んでいくのではないかと思います。

いろいろな意見を本日はいただくことができました。これで議事については終了させていただきます。その他については事務局に進行を戻します。

**事務局：**本日は、さまざまな関係機関の方からご意見を頂戴しましてありがとうございます。今後、いただいたご意見、ご提案等について考えさせていただきたいと思います。以上で会議を閉会させていただきます。長時間にわたり、ご協議いただき、ありがとうございました。